

第2次一関市地域協働推進計画(概要版)

わっしょい みんなでかつこう いちのせき みんなで創る地域協働の仕組み

平成31年4月策定

平成31年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)

■ 地域協働の推進に関する取組の経過

地域や行政を取り巻く社会経済情勢などの変化に伴い、従来の行政主導のまちづくりから、地域と行政が協働したまちづくりが必要となり、本市では、平成25年に「地域協働の仕組みづくり検討会議」(市民委員12人で構成)から提言を受け、第1次計画を平成26年3月に策定しました。

この計画において、地域協働体の体制強化と活動支援を柱とした支援制度の構築から実施までに至る基本的な事項を定め、協働のまちづくりに取り組んでおり、各地域の特色を生かした事業が展開されています。

しかし…

地域を取り巻く環境は、少子高齢化社会の進展や人口減少の影響などで核家族化や高齢者の一人暮らし世帯が増加し、また、地域づくり活動の参加者や担い手の減少、各種団体の役員の高齢化など、様々な課題に直面しています。

■ 第1次計画の成果と課題

【成 果】

- (1) 地域協働体の設立及び地域づくり計画の推進
市内33の地域で地域協働体の設立、地域づくり計画が策定され事業を実施
- (2) 地域と行政との話し合い
移動市長室、地域協働体と市との意見交換会及び住民懇談会の開催
- (3) 支援制度の創設及び地域担当職員の配置
地域協働体活動費補助金の創設による支援及び地域担当職員の配置(H27.4)
- (4) 公民館の市民センター化
従来の公民館を市民センターに移行(H27.4)
- (5) 市民センターの地域管理
平成30年度までに14の市民センターが指定管理者制度による地域管理を開始
- (6) 地域づくり及び市民活動の支援
いちのせき市民活動センター業務をNPO法人に委託し、地域づくり活動を支援

【課 題】

- (1) 地域づくり計画の継続的な推進
住みよい地域社会を創っていくため、地域づくり計画を継続的に推進していくことが必要
- (2) 地域協働の啓発
今後も協働のまちづくりに対する理解を深めるため、継続的な啓発活動が必要
- (3) 担い手不足と若者の参画促進
若い人が各種事業に参加しやすい環境をつくるとともに、幅広い世代の参加が求められている
- (4) 支援制度等の見直し
補助対象経費など、支援制度の見直しが求められている
- (5) 地域と行政の連携
地域と市との一層の連携と地域協働体の活動状況に応じた、いちのせき市民活動センターによるサポートが求められている
- (6) 企業による地域協働への参画
企業による協働の取組への理解や、各種事業への参画が求められている

■ 本計画の目的と位置付け

- (目 的) 第1次計画(平成26年度～平成30年度)で取り組んできた協働の仕組みづくりをさらに進め、地域協働を推進するために策定するものです。
- (位置づけ) 本計画は一関市総合計画を上位計画とし、基本計画で定める「市民と行政との協働によるまちづくりの推進」の実行計画である「一関市協働推進アクションプラン」(平成22年12月策定)の協働アクションの一つである「協働のための仕組みづくり」を推進するための計画とするものです。

■ 本計画の目指す姿

『協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る』

少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変わりつつあり、また、公共サービスに対する住民ニーズが多様化してきている今日の社会において、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、ともに行動することが重要です。

本計画は、すべての人が地域を支え、創る一員として行動することにより「協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る」ことを目指します。

基本的な考え方

次の2つの基本的な考え方を踏まえ、本計画を推進します。

○自立型の地域づくり

自分たちの地域は自分たちで守り、創る、そして地域の創意と主体性を活かし取り組む

○補完性の原則

市民、地域、行政等が連携し、お互いが支え合い補完する

■ 施策の基本方針

(1) 地域協働の仕組みと組織づくり	地域協働体による市民主体の地域づくりをさらに進めるため、地域における調整、推進役を担う地域協働体の仕組みと組織づくりに取り組みます。
(2) 地域人材の育成と確保	これからの地域を担う人材、特に若者の自主性や主体性を醸成するため、若者が参加しやすい仕組みづくりや参加機会の創出などに努めるとともに、経験別や分野別などのそれぞれのステージに応じた各種研修会等を開催し、地域人材の育成と確保に取り組みます。
(3) 地域の特性を活かした取組の推進	地域協働体において、それぞれの地域の特性を活かした取組を進めるとともに、地域が抱える課題の解決を図るため、地域づくり計画に基づき実施する事業を支援します。 また、地域や行政、団体等が連携した取組を促進するとともに、地域協働体や自治会等が活動しやすい環境づくりを進めます。
(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化	地域協働を推進するため、地域協働体相互の交流を促進していくとともに、協働のメインパートナーである地域協働体と行政との連携を強化します。
(5) 企業の参画促進	地域の一員である企業の協働の取組への参画を促進し、地域住民、行政、各種団体と一体となった協働のまちづくりを進めます。

■第2次一関市協働推進計画における主な施策・事業

基本 方針	施策・事業		実施年度						
			R1	R2	R3	R4	R5		
(1) 地域協働の仕組みと組織づくり	事業1	地域の合意形成を図る事業に対する支援	地域協働体の設立に向けた会議等の費用を支援	地域協働体の設立に向け準備会等の申請により実施					
	事業2	「地域づくり計画」策定・見直し及び組織体制の見直し支援	地域づくり計画の策定・見直し及び組織体制の見直しに対し職員を派遣	地域協働体の要請に応じて、市職員を派遣					
	事業3	「地域づくり計画」の市政への反映方法の検討	市の計画や予算に反映させていく方法を検討	反映方法の検討	計画への落とし込み				
	事業4	「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置	移動市長室、地域協働体と市との意見交換会等の開催	地域協働体の要請等に応じて実施					
	事業5	協働によるまちづくりの啓発	地域協働体や市が、協働のまちづくりに関する研修会等を開催	市及び地域協働体において、必要に応じて随時実施					
(2) 地域人材の育成と確保	事業6	研修の機会や地域活動の情報の提供	階層別職員研修など、各種研修会の開催及び必要な情報提供の実施	地域協働体の活動状況に応じて実施、充実					
	事業7	若者や幅広い世代の参加・活動支援	若者が参加しやすい仕組みづくりや幅広い世代の参加機会の創出	地域協働体の活動と連携して実施					
(3) 地域の特性を活かした取組の推進	事業8	「地域協働体支援事業補助金」交付による支援	地域づくり計画を策定するまでの間の活動に係る支援	地域協働体支援事業補助金の交付					
	事業9	「地域協働体活動費補助金（通称ひと・まち応援金）」交付による支援	地域づくり計画に基づいた活動に取り組むために要する費用を支援	地域協働体の活動状況に応じて交付（随時、見直し）					
	事業10	地域協働体が雇用する職員（事務局員）に対する支援	各種事業や事務処理の円滑化等を図るため、地域が職員を雇用するために要する費用を支援	地域協働体の活動状況に応じて支援					
	事業11	いちのせき市民活動センターによる地域協働体への支援	地域協働体の活動や運営に対し、助言などによる支援	地域協働体の活動に応じて、相談や助言などの支援を					
	事業12	地域による市民センターの管理	地域との合意を踏まえて、段階的に指定管理者制度を導入	地域の実情に応じて、可能な地域から順次、指定管理に移行					
(4) 地域協働体と行政との連携強化	事業13	地域協働体相互の交流促進	地域活動に関する情報提供や、交流を図るための意見交換会等を開催	地域協働体の活動状況に応じて実施、充実					
	事業14	「地域担当職員」の配置	地域協働体と市とのパイプ役となる地域担当職員を配置	まちづくり推進課、各支所地域振興課に配置					
	事業15	行政各部門及び市職員における協働の意識高揚	市職員の協働の意識高揚を図るため、研修会等を開催	職員の意識改革のため、本庁及び各支所で随時実施					
(5) 企業の参画促進	事業16	協働によるまちづくりに対する企業の参画	企業の理解と積極的な参加を促進し、市のHPにおいて取組状況等を紹介	調査検討	地域協働体の活動状況に応じて実施、導入の検討				

【参 考】

地域協働体の位置づけ



第2次計画における地域づくりのイメージ

